

Title	グラッカス兄弟(中)(続「羅馬の社会闘争及び社会思想」)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.3 (1924. 3) ,p.354(50)- 373(69)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240314-0050">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240314-0050</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## グラツカス兄弟(中)

(續「羅馬の社會鬭争及び社會思想」)

高橋誠一郎

七

タイピリアス・グラツカスは兇徒の一撃に斃れたが、土地の配分と革命の事業とは彼れと共に終止せずして猶ほ長く其の生命を持續した。當時羅馬を支配しつゝありし元老院は飢餓に瀕しつゝある小農民の面前に於て彼れ等の鬭士の虐殺を敢行し得たのであるが、而も是れに乗じてセムプローニア農地法を廢止することを得なかつた。セムプローニア法其の者は此の暴動に由つて其の效力を失ふことなきのみならず、却つて其の根柢を強固ならしむることを得たのである。夙に紀元前百三十二年、グラツカス黨檢舉の特別委員會を主宰せると同一の執政官

ポピリリアスは彼れが公領地より收入を放逐し、之れに代へて農民を安住せしめたる最初の人なることを公の紀念碑上に録せしめた。分配は伊太利亞全土に及んだ。從來存在しつゝありし共同團體に在つては農場の數は到る處に増加した。蓋しセムプローニア法の期する所は新たなる團體を創設するよりも既存のものを強固ならしむに由つて農民階級を振興せしめんとするに存したるが故である。界標石設立の如きグラツカスの土地割當に歸し得可き羅馬の測量術上に於ける幾多の施設に由つて斯くの如き配分の範圍と根本的影響とが證明せられる。(Mommsen, op. cit., S. 98.)

セムプローニア法に據れば、公有地の回收及び分配の任務を掌れる「三僚官(triumvir)」が年々人民の集會によつて選任せらる可きものであることは前述の如くである。而して其の選任は恐らく斯くの如き規定に従つて毎年行はれたこと、想像せらるゝのであるが、選出せらるゝ者は殆んど常に同一人であつて、本然の意義に於ける選舉は惟り前任者の死亡に由つて空位を生じたる場合にのみ行はれたことは其の任務の本質から推して當然であつた。紀元前百三十年に於けるケ

ヤヌ・グラツカスの舅クラツカスの失脚及びエピアスクローダイアスの死去後に至り、配分の任務は改革派の領袖ケーヤヌ・グラツカス並びにフラツカス (Marcus Fulvius Flaccus) 及びカーボオ (Gaius Papirius Carbo) の協力に依つて更らに一層の熱心と元氣とを以て遂行せられた。紀元前百三十一年に公表せられたるも、實際は恐らく百三十二年の初めに行はれたるの觀ある監察官 Quintus Metellus 及び Quintus Pompeius の民勢調査の結果は兵役に服し得る市民の數三十一萬九千(リヅィアス)は曰く孤兒及び寡婦を除きたる市民の數三十一萬三千八百二十三人と。 (F. H. E.) を算したるに過ぎなかつた。ハンニバル戰役の終局より紀元前百五十九年に至るまで市民の數は常に増加の勢を持續して來た。其の原因は主として不斷の領地分配に兎めらる可きものであつた。然も百五十九年の民勢調査が武装し得る市民の數三十二萬八千人を算して後は市民の數は規則正しく減少しつゝあるの觀を呈した。即ち百五十四年には三十二萬四千人、百四十七年には三十二萬二千人、百三十一年には上述の如く三十一萬九千人に減少したのである。是に於て乎 Quintus Metellus は國家の人口を増加するが爲めに各人は結婚を強制せらる可きも

のであると做すの意見を表明した。然るに其の後六年間に兵役に服し得る市民の數は三十九萬五千人(リヅィアス)は曰く三十九萬七百三十六人と。 (F. H. E.) に増加したのである。斯くの如きものが偏へに新たに行はれたる土地配分の結果であることは疑ふの餘地なき所である。(Ibid., S. 81, 98.)

然しながら斯くの如き結果は種々なる權利關係の侵害なくして得られたるものではなかつた。最も果敢なる黨人を以て組織せられたる配分委員は輕忽早急なる態度を以て其の任務に着手した。公告に由つて公領地の範圍に關して報道し得る者は悉く召集せられた。假借なく古き土地臺帳に遡つて追求せられ、管だに新舊の占有權が無差別に廢止せられたるのみならず、幾多の場合に於て現實の私有權も亦た其の所有者が充分に之れを立證すること能はざるが爲めに沒收せられた。不平の聲は高く上げられた。而も元老院は之れに耳を借すことなく、配分委員をして其の事業を續行せしめたのである。

## 八

伊太利亞の領地は悉く羅馬市民の手中に存するものではなかつた。其の廣大

なる地域は人民若しくは元老院の決議を以て特殊の同盟團體に對して獨占的  
利益を賦與せられ、而して他の部分は拉丁市民(Latin)によつて或ひは許可を經、  
或ひは許可を經ずして占有せられて居つた。配分委員は終に是れ等の所領に其の  
手を下した。市民に非ざる者によつて占有せられたるに過ぎざる部分の回收は  
法律上正式に承認せらる可きことは疑なき所であつた。而して元老院の決議に  
よるものは勿論、團體の決議によつて伊太利亞の共同團體に交付せられたる公領  
地の回收も亦た略々同様に觀ることが出來た。蓋し國家は是れに由つて其の所  
有權を抛棄せるに非ずして、單に取消權を保留して宛も私人に對すると等しく其  
同團體に對して其の承認を與へたるの觀あるを以てある。而も羅馬が彼れ等  
と締結せる盟約を遵守することなしと倣す是れ等同盟若しくは從屬團體の不平  
は配分委員の行動によつて損傷せられたる羅馬市民の不平の如く單に之れを閑  
却し去ることを得なかつた。法律上より觀れば前者は後者に比して毫も有力な  
る根據を有するものに非ざるが如くである。然しながら後の場合に於ては問題  
は國家の成員の私益に懸つて居つたのであるが、拉丁の所領に關しては軍事上よ

り觀て極めて重要なるものであつて、既に幾多の法律上及び事實上の侮蔑によつ  
て著しく羅馬より疏隔せられたる團體に對し、其の物質的利益の上に更らに痛酷  
なる損傷を與ふることが政治的より觀て果して有利なりや否やの問題を喚起し  
たのである。

此の問題に對して決定を與へ得るものは中間黨であつた。グラツカスの没落  
後、其の黨與と提携し、寡頭政府に對抗して改革を擁護せるものは此の黨派であつ  
た。而して今や寡頭政府と協調し、改革に對して制限を加へ得るものも亦た此の  
黨派あるのみであつた。拉丁人は此の黨派中の最も傑出せる人物たるシピオー  
に親しく其の權利の保護を求めて、其の約諾を得た。シピオーがグラツカスの農  
地法案に附加せられたる補充法反對の演說(Contra legem judicariam Ti. Gracchi)を  
行へるは此の際であつた。そは曾つて主張せられたるが斯く刑事裁判所(judicia  
publica)に關する法律に非ずして、リヴィアスの謂ゆる「三僚官が孰れが公有地にし  
て孰れが私有地なるかを決定するの權を授けらる可き」(ut triumviri judicarent, qua  
publicus ager, qua privatus esset.—Eg. Iviii.)ことを規定せる彼れの農地法追加を指すも

のである。而して主として彼れの力により百二十九年、人民の決議によつて委員は其の司法權を剝奪せられ公有地と私領地とを決定するの權を執政官に遷付した。斯くの如きは將來に於ける領地の分配を穩和なる形態に於て停止せるに過ぎざるものである。執政官 *Judicatus* は其の意見に於て毫もグラッカスに賛するものではなく、又た殆んど農地決定の多難なる事業に鞅掌するの意なきものであつた。彼れは機に乗じてイルリアの軍隊に向つて去り、自己に委付せられる任務を未了のままに委した。配分委員が猶ほ存続したことは疑なき所であるが、彼れ等は領地の司法的制規が停止せられたるが爲めに無爲の状態を持續するの已むなきに至つた。

改革派は深く憤つた。*Publius Mucius* 及び *Quintus Metellus* の如き人々すらシビオ一の調停を非難した。而も他の團體は單に不賛成を表明するのみを以て満足しなかつた。シビオ一は近日對拉丁人關係に就いて演説を行ふ可き旨を公表し、翌日の演説の準備を行ふが爲めに、平日に比して早く其の寢室に退いたのであるが、生年五十六才、健康無比、元氣旺盛なりし彼れは其の翌朝自己の床中に死んでゐた。

夜中に彼れを刺せる者が何人なりしやは終に發覺せられなかつた。而も此の兇行の發頭人がグラッカス黨に屬して居つたことは疑問の餘地なき所である。シビオ一の妻にしてグラッカス兄弟の同胞たるセンプローニア (*Sempronia*) は彼れを毒殺せりとの嫌疑を蒙つた。法官は訴訟手續を取ることがなかつた。庶民黨は其の領袖たるケーヤス、グラッカス、フラッカス及びカーポオが有罪たるを無罪たるを問はず、之れに座して起訴せらるゝことある可きを怖れ、其の全力を擧げて取調に着手することを阻止した。シビオ一の死によりて其の味方の一人を失へると等しく併せて其の敵手の一人をも失へる貴族團體は必ずしも之れを不問の中に葬ることを欲せざるものではなかつた。斯くの如き態度は一般人民と穩健なる意見を有する人々とを驚愕せしめた。殊に *Quintus Metellus* の如きは其の四子に命じて彼れの偉大なる政敵の屍架を火葬場に運ばしめた。葬儀は慌しく取行はれた。ザマ (*Zama*) の勝者の家を嗣げる英雄の遺骸は其の頭部を覆はれて運び出された。何人も前以て其の死顔を見ることを許されなかつた。而して柴堆の火焔は此の偉人の遺骸と共に罪の證跡をも焼き盡した。(ibid., S. 100-101.)

## 九

土地の分配は終止した。革命は開始せられた。革命黨はシビオの生前に於てすら時々現存の政府と小競合を行つてゐた。特にカーボオは百三十一年護民官として元老院と確執した。市民の集會に於ける投票球による投票は羅馬の民主政治の萬能藥であつた。そは初め百三十九年の *Lex Gabinia, jubellaria*。によつて長官選舉の際に採用せられ、次いで百三十七年 *Lex Cassia, tabellaria*。によつて叛逆罪 (*Perduellio*) に對するの外は公衆法術 (*judicia populi*) に於て之れを採用したのであるが、叛逆罪の場合に之れを採用するに至つたのは百〇七年の *Lex Caedia, tabellaria*。カーボオは百三十一年の *Lex Papiria, tabellaria*。によつて法律の制定及び廢止に關する投票にも之れを使用するに至らしめた。加之ならず、彼れは護民官をして直ちに翌年度に於ける同一官職に對する候補者として再び現るゝの自由を得せしめ、是れに由つてタイピリアス・グラツカスを阻止したる障害を法律上撤廢せんことをの提案をすら行つたのである。ケーヤス・グラツカスは此の提案を援助した。而も這般の計畫は當時タイピリアスが死に致されたるを以て正當なりと力説

せるシビオの反對演説に由つて挫折したのであるが、數年の後、彼れの死後に至つて此の法案は通過したのである。凡そ百二十九年の頃、元老院議員は人民の決議に由つて元老院に入るに際して其の公馬 (*equus publicus*) を引渡し、斯くて又た騎士の十八百人組に在つて投票するの特權を拋棄す可きことを強要せられた。

然しながら此の黨派の主たる目的は實際上停止せられたる配分委員の行動を復活せしむるに在つた。此の派の領袖は熱心に伊太利亞の同盟者に市民權を賦與し、是れに由つて彼れ等が這般の計畫に對して加へたる妨害を除去するの案を立てたのである。而して運動は主として此の方向に進んだのである。之れに應ずるが爲めに元老院は百二十六年、護民官 *Marcus Junius Pennus* をして市民に非ざる一切の者を首都より追放せんことを提唱せしめた。民主黨特にケーヤス・グラツカスの反抗並びに此の愚策に由つて拉丁團體の間に生じたる騷擾にも拘らず、此の提案は實施せられた。フラツカスは翌百二十五年執政官として總べて同盟團體の市民に對して羅馬市民權の取得を容易ならしめ、而して又た之れを取得せざる者に刑の宣告に對し羅馬民會に控訴することを許容せんとするの提案を以て

應酬した。而も彼れの地位は殆んど孤立であつた。カーボオは既に其の旗幟を變じて、熱心なる貴族黨と化して居つた。ケーヤス・グラツカスは執政官オーレス・チーズ (Lucius Aurelius Orestes) の下に奉行としてサーデイニア (Sardinia) に赴いてゐた。此の計畫は惟り元老院のみならず、又た其の特権を一層大なる範圍に對して擴張せんとするの意向を殆んど有することなき市民の反對によつて阻止せられた。フラツカスはケルト人 (Celtae) 征服の軍隊を統率するが爲めに羅馬を去つた。彼れは又たアルペス (Alpes) 山外の征服によつて民主政治の大計畫を準備したのであるが、是れと同時に彼れは自ら煽動したる同盟者に對して武裝せざるを得ざるの難局を回避したのである。(Ibid., S. 102.)

當時伊太利亞に於ける第二の大都會にして、羅馬との折衝に際して全伊太利亞植民地の代辨者たるの常であつたフレゲルレ (Fregellae) はフラツカスの提案が棄却せられたるが爲めに羅馬に對して開戦した。斯くて羅馬の統帥に對する伊太利亞内に於ける叛亂の烽火は先づ上げられたのであるが、奉行オピミアス (Lucius Opimius) は迅速にフレゲルレ人を鎮壓し、彼れ等の都市を破壊した。而もそは羅馬

軍の優越よりも寧ろフレゲルレ人 Quintus Numitorius Pullus の裏切に由れるものである。Fabrateria の植民地は百二十四年を以て其の領域の一部に建設せられた。自餘の部分並びに舊都其の者は周圍の共同團體の間に分配せられた。此の急速、辛辣なる所罰は同盟者を戦慄せしめた。嘗だにフレゲルレ人のみならず、羅馬に於ける庶民黨の領袖も亦た自から貴族政府によつて此の叛亂者に荷擔したるものと看做れ、大逆罪を以て絶えず糺彈せられた。斯くの如き間にケーヤス・グラツカスは羅馬に歸つたのである。(Livius, Ep. Ix: Mommsen, op. cit., S. 102-103.)

## +

ケーヤスは初め公所に現るゝことなくして、靜かに家庭に留まつて居つた。然も彼れは繼がて奉行の候補に立つた。シセロは云ふ、ケーヤスが一切の官職を嫌忌して閑雲野鶴の生涯を志せるの時、其の兄タイピリアスは夢に彼れに現れて、「ケーヤスよ、汝は何故に逡巡するか。遁るゝ道はない。我れ等兩者には同一の生涯と同一の死とが運命附けられてゐる。人民の爲めに生涯を送り、人民の爲めに死に就く可きことが是れである」と告げた。(De Divinatione, l. 26.) ケーヤスは

彼れが護民官に選任せらるゝに先立つて多くの人々に此の夢物語を行つた。

貴族政府は初め此の恐怖す可き人物をサーデイニアに抑留せんとしたのである。其の年の冬は同地に於ては寒威厳しく、不健康であつたが爲めに、將軍は諸都市に令して兵士の爲めに必要な被服を徴收するの已むなきに至つた。是れに對して諸都市は羅馬に人を派して此の賦課を免れんことを懇願した。元老院は彼れ等の請願を容れ、他の方法を以て軍隊の爲めに被服の供給を受く可きことを將軍に命じた。而して將軍が他の方法を發見すること能はずして、兵士の苦痛甚しかりし時、ケーヤスは諸都市を巡回し、之れを説いて任意に羅馬軍に被服を送り、之れを援助せしめた。此の事實が羅馬に報道せられたる時、元老院は不安を感じた。蓋し彼れ等は是れを以て民衆運動の豫行と看たるが故である。又たニユーミディア王ミシプサ (Micipsa) がケーヤス、グラツカスに敬意を表してサーデイニアに於ける軍司令官に多量の穀物を贈れる旨を元老院に通牒するが爲めに同王の使節等がリビヤ (Libya) より羅馬に到着せる時、元老院は使節等を迎へんとせずして、サーデイニアに於ける軍隊と更迭するが爲めに新軍隊を派遣す可きも、オ

レスチーズは其の儘滞留す可しとの決議を行つた。蓋し彼れ等は斯くの如き手段に依つてケーヤスをも亦た其の職務上同地に滞留せしめんことを期したのである。而もケーヤスは之れを看破したるが故に、憤然として直ちに出帆し、一切の豫期に反して羅馬に現れたのである。斯くの如き舉は管だに其の政敵によつて非難せられたるのみならず、一般人民すら奉行が其の將軍を後に殘して去るを以て奇怪事なりと思惟した。ガイアスは百二十四年監察官シーピオー (C. Sulpicius Papius) 及びロンジヤイナス (L. Cassius Longinus) の前は其の答辯を行つた。彼れは是れに由つて著しく其の聽衆の意見を變せしむることが出来た。彼れは曰く、他の者は十年間軍務に服することを求めらるゝに過ぎざるに彼れは十二年間服役した、而して法は彼れが一ヶ年間の服務の後に歸還することを許したるに拘らず、彼れは二ヶ年間領土に在つて (biennium fui in Provincia. プルータルコス) の流布本に「三ヶ年」とあるは誤である。其の一寫本には「二ヶ年」(gestia) と誌されてゐると云ふ司令官に對して奉行の任務を行つたと。而して彼れは附言して曰く、彼れは自餘の人々が單に酒瓶のみを携へて出征し、サーデイニアに於て之れを飲み盡し、



之れに金銀を充して持ち歸るに反し、彼れは充實せる財囊を懷にして出征し、之れを空しくして歸れる唯一の軍人である。(Anlus Gellius, Noctes Atticae, xv. 12; Ploutarchos, Caius Gracchus, ii.)

其の後、彼れの政敵はフレゲルレ一揆の發頭人の一人として彼れを告發した。而も市民は再び彼れを釋放した。斯くて自己を青天白日の下に立たしめたる彼れは茲に護民官の候補者として現れたのである。總べて名聲ある人々は悉く彼れに反對した。而も雲霞の如き群衆は伊太利亞の全部より羅馬に上つた。彼れ等の多數は宿所を看出すことが出来なかつた。「軍神の廣野」(Campus Martius)は其の全部を收容すること能はずして、多數は屋上に攀じて彼れに聲援を興へんとした。然しながら貴族も亦た頗る人民の説服に努めたるが爲めに、ケーヤスは豫期の如く第一の護民官として當選すること能はずして、僅かに第四位を贏ち得たるに過ぎなかつた。彼れが護民官に擧げられたのは實に紀元前百二十三年のことであつて、其の兄タイピリアスの護民官在職の後、恰も十年であつた。時の執政官はタイピリアスの反對者 Metellus Macedonicus の子 Quintus Caecilius Metellus 及び

Titus Quinctius Flaminius であつた。爰に戰端は再び開かれた。常に指揮的能才に乏しき民主黨は九ヶ年間を殆んど無爲の裡に過すの已むなき状態に在つた。而も今や休戰状態は終つた。彼れ等は爰にカーポオに比して忠直に、フラツカスに比して才幹あるのみならず、タイピリアス其の人に比するも猶ほ其の才能に於て、品性に於て、特に又た情熱に於て優れたる首領を得るに至つたのである。

## 十一

ケーヤス・グラツカスが獨立せる諸法案の形態に於て相次いで提出せる所のものを接合する時は實に羅馬憲法の根本的改革案と爲るのである。而して其の基石は護民官が自由に翌年度の再選を求め得可しと做す曩きに提出せられたる改新によつて備へられた。民衆黨の首領が時折上京するに過ぎざる地方人民に多く依頼すること能はざるは明かであつた。彼れは首府の民衆を歸服せしめんとした。首府には殆ど何等生活の資を有せざるも、年々の選舉に際して投票權を有し、至高の團體の成員たる多數の貧民が居つた。彼れは先づ是れ等のものを收攬するが爲めに穀法 (Frumentariae leges) の一種を提出した。是れより以前に於ても領

地の十分一税によつて國家に歸する穀物は既に幾度か極端なる安價を以て市民に讓渡せられたのであるが、グラツカスは自ら首府に出頭せる總べての市民が爾後毎月一定量(恐らくは五 *Bois*)を公倉庫より一モディアスに就き六アス三分の一、即ち低廉なる平均價格の半ばにも達せざる價格を以て給與せらる可きことを規定した。是れが爲めに新たにセムプロニア穀廩は建設せられて公倉庫は擴大せられた。各種族中に於ける財産に基ける五階級が順次に其の投票を行ふの制度は猶ほ百人組議會に残存して居つたのであるが、爰に斯くの如き投票の順序は廢止せられて、總べての百人組は爾後各個の場合に抽籤によつて決定せらる可き順位を以て順次投票を行ふ可きものと爲つた。

タイピローアスの農地法及び配分委員すら猶ほ依然として效力を有して居つたが故に、ケーヤス・グラツカスによつて施行せられたる農地法は委員等をして其の喪失せる司法權を回復せしむるの一事を除いては新たなる何物をも規定せるものではなかつた。彼れが斯くの如き處置に出でたるは單に原則を救ふに存して、土地の配分が縦令ひ再始せられたりとするも、極めて限られたる範圍内に於て

行はれたるに過ぎなかつたことは市民名簿が百二十五年に於ても百十五年に於ても精確に同一の人數を示せるに徴して明かである。蓋し斯くの如きは其の兄によりて分配を企圖せられたる公有地が既に大體に於て配分し盡され、而して拉丁人によつて享有せられたる領土に關する件が羅馬の市民權擴張に關する至難なる問題と關聯してのみ惟り新たに之れを引繼ぐことを得るものであるが故である。

而も彼れは他方に於てタレントム (*Tarentum*) 及びカピエーアに於て伊太利亞内の植民地を建設せんことを提唱した。是れに由つて國家が貸貸を行へる公有地であつて、是れまで配分より除外せられて居つたものも亦た分配せられ得るものと爲るのである。而もそは新共同團體の建設を企圖することなき従前の方法に據らずして、植民制度に従ふものである。彼れは又た初めて海外の領域に於いて伊太利亞の貧民階級の爲めに準備するの舉に出でた。彼れは曾つてカータゴオの存したる地方に、恐らくは管だに羅馬市民のみならず、伊太利亞の同盟者よりも亦た選拔せられたるの觀ある六千の移民を派遣し、ジュノニア (*Junonia*) の

新都に「羅馬市民の植民地」(coloniae civium Romanorum)に屬する諸權利を授與した。(Mommsen, op. cit., S. 106.)。羅馬市民の植民地は特に伊太利亞の兩海岸を安全ならしむるを目的とせるものであつて、是れが爲めに又た *coloniae maritimae* と稱せられた。是れよりも更らに多數なる「拉丁植民地」(coloniae Latinae)は大陸に對して同一の目的に資するものである。前者の成員は羅馬の市民權を保持し、後者の成員は謂ゆる拉丁權 (*ius Latinum*) を享有して居つた。後者は此の權利に由つて財産取得の權利 (*Commercium*) 及び羅馬に居住するの權利並びに一定條件の下に羅馬市民と爲るの力を獲得したのである。グラッカスの時代よりして植民地は其の軍事的性質を喪失し、植民は羅馬市民中の最貧困なる階級の爲めに供ふるの手段と看做さるゝに至つた。

グラッカスの勢力が抵抗し得ざるに至る可きを恐れたる元老院は新たなる非常手段に訴へて民心を彼れより引き離さんとした。即ち重立らたる貴族はケイヤスの同僚にして門地、教養、雄辯及び富に於て何人にも劣ることなきドルッサス (*Livius Drusus*) を誘つて、民意に迎合する點に於てグラッカスを凌駕す可き諸計畫

に着手せしめたのである。ケイヤスが最良の品性を有する十團の植民 (*The Dyden Plutarch*. に據れば二團の植民。 *Ibid.*, revised by Arthur Hugh Clough, vol. III, p. 150) を派遣せんことを提唱したる時、元老院は人民に媚ぶるものとして彼れを非議した。然るに彼れ等は各團三千の鎗民より成る十二團の植民を提案せるドルッサスと協力したのである。(Ploutarchos, op. cit., ix.)。